

浜岡原子力発電所の点検周期を超過した点検計画および点検実績に係る 原子力安全・保安院からの指示について

2010年12月3日

<p>概要</p>	<p>当社は、本日、経済産業省原子力安全・保安院から浜岡原子力発電所での点検周期の超過(2010年11月30日公表)について、報告した再発防止対策は妥当であるものの、3号機、4号機および5号機については、保安規定^{※1}で定める保守管理および品質保証に違反する行為があったとして嚴重注意を受け、根本原因の究明とその対策を2011年3月3日までに報告するよう指示を受けました。</p> <p>なお、廃止措置中の1、2号機については、点検周期を超過していた機器が廃止措置期間中に機能維持の要求のない機器であったことから、今後、保安検査^{※2}にて点検の実施状況の確認が行われます。</p>
<p>指示を受けた 当社の対応</p>	<p>当社は、保守管理および品質保証の業務プロセスにおいて、なぜ現在に至るまで問題点が継続し、組織として改善を図ってこなかったのかという観点で、背後要因を明らかにする根本原因分析を実施し、更なる改善策を立案し、適切に実施してまいります。</p> <p>当社は、この指示を真摯に受けとめ、適切に対応するとともに再発防止に努めてまいります。</p>
<p>お知らせ基準</p>	<p>「表2-14 定期検査等において、検査の判定基準に係る不適合があったとき。また、保安検査で指摘を受けたとき。」に該当します。</p>

※1 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けた規定です。

※2 保安検査とは、原子炉等規制法第37条第5項に基づき、保安規定の遵守状況を確認される検査です。保安検査には、毎年4回実施される検査と、プラント起動停止など安全に係る重要な操作時に実施される検査があります。

以上